



遺産分割協議(4)

遺産分割協議をする際に何が遺産であるかが問題になります。

今回は皆様が知っておいた方がよいと思われる生命保険金のことについて説明致します。

生命保険金は、一般的には夫が保険契約者として保険料を支払い、自己を被保険者(保険の死亡対象者)として、受取人を指定するケースが多いと思います。

この場合、受取人をどのようにするかによって、将来被保険者が死亡した事による保険金はその人の遺産に含まれるか否かに違いが生じます。

1. 受取人を被保険者とした場合

保険契約者兼被保険者が、死亡の時の受取人を自己としたケースですが、この場合、判例は、保険金は一度相続人に帰属するとして、遺産になるとしています。従って、この場合、死亡した人に多くの借金がある場合、その保険金をもって、その借金の返済にあてなければなりませんし、また、他に相続人がいる場合には法定相続分に従って分配することになります。

2. ①受取人を妻や特定の子供に指定していた場合

この場合、受取人は契約に基づく固有の権利を取得しますので、遺産に含まれないことになります。

②受取人を特定の個人ではなく、漫然と「相続人」「法定相続人」と記載した場合

これについて意見は分かれています。判例は、特別の事情がない限り、相続人である特定の個人を示す、すなわち、夫や子供を指定したと解して、この場合の保険金は遺産に含まれないとしています。

③受取人の指定がない場合で、保険契約者に「保険期間満了の場合は被保険者、被保険者死亡の場合はその相続人」と記載されていた場合

判例は受取人を「相続人」とした場合の②と同様に解釈できるとして、その保険金は遺産に含まれないとしています。

それでは、生命保険金が遺産に含まれない場合、相続人の一人である受取人にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

① 死亡した人の借金が多い場合、相続を放棄すれば、その保険金で借金を返済する必要はなく、保険金を保有することができます。

② 遺産分割協議において、その保険金を他の相続人に分割する必要はなくなります。但し特別受益として考慮されることはあります。

なお、法律上は生命保険金は遺産の含まれない場合でも、税務上は相続税の対象となることがありますのでその点は注意が必要です。